

令和8年度介護保険料のお知らせ

●介護保険料の算定について ～税制改正に伴う特例措置のお知らせ～

令和7年度の税制改正により「給与所得控除」が引き上げられましたが、令和8年度の介護保険料については制度を安定して運営するため、改正前の控除額に調整して計算されます。そのため、給与等収入金額が55.1万円以上190万円未満の人の一部で、住民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階では課税とみなされる場合があります。

介護保険制度運営のため、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

●介護保険の判定基準が変わります ～年金額の改定に合わせて、基準額を引き上げます～

■介護保険料（令和8年4月から）

所得段階		＜改正前＞	＜改正後＞
第1段階	町民税 非課税世帯	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人年金収入等 <u>80.9万円以下</u> の人	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人年金収入等 <u>82.65万円以下</u> の人
第2段階		本人年金収入等 <u>80.9万円超</u> 120万円以下の人	本人年金収入等 <u>82.65万円超</u> 120万円以下の人
第4段階	町民税 本人非課税	本人年金収入等 <u>80.9万円以下</u> の人	本人年金収入等 <u>82.65万円以下</u> の人
第5段階		本人年金収入等 <u>80.9万円超</u> の人	本人年金収入等 <u>82.65万円超</u> の人

■高額介護（予防）サービス費（令和8年8月から）

所得段階	＜改正前＞	＜改正後＞
第2段階	町民税非課税世帯で年金収入金額と合計所得金額の合計が <u>80.9万円以下</u> の人	町民税非課税世帯で年金収入金額と合計所得金額の合計が <u>82.65万円以下</u> の人

※高額介護（予防）サービス費は、1カ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えた場合、超えた分が払い戻される制度です。

■特定入所者介護（予防）サービス費（令和8年8月から）

利用者負担段階	＜改正前＞	＜改正後＞
第2段階	町民税非課税世帯で年金収入金額と合計所得金額の合計が <u>80.9万円以下</u> の人	町民税非課税世帯で年金収入金額と合計所得金額の合計が <u>82.65万円以下</u> の人
第3段階①	町民税非課税世帯で年金収入金額と合計所得金額の合計が <u>80.9万円超</u> 120万円以下の人	町民税非課税世帯で年金収入金額と合計所得金額の合計が <u>82.65万円超</u> 120万円以下の人

※特定入所者介護（予防）サービス費は、介護保険施設やショートステイを利用する人の食費・居住費について、低所得者の人への補助を行う制度です。

■お問い合わせ 保険料に関すること：町民生活課税務係 4-2511（内線524）
制度に関すること：保健福祉課介護保険係 4-2511（内線727）